

# 農林水産商工委員会資料

## (農林水産部所管分)

### ■報告事項

①水産業における諸課題について

… P 1～2

令和4年1月13日  
農 林 水 産 部



## 水産業における諸課題について

【水産課】

### 1. JFしまね役員改選命令の履行について

#### (1) 経緯等

- JFしまねの役員は、令和3年6月30日（総代会）で任期満了を迎えたが、役員選任議案を総代会に提出せず、役員改選が滞っている状況。
- 7月9日、県は、JFしまねに対し、役員改選の手続きを進めるよう水協法に基づく業務改善命令を行うが、7月13日、同漁協は取消訴訟を提起。
- 9月30日、県は、業務改善命令の不履行を理由に水協法に基づく役員改選命令を発出（履行期限12月31日）。
- 12月21日、県は、JFしまねに命令の履行見込みについて報告徴求を行ったところ、同月27日、推薦会議が成立せず履行は困難との回答。
- 12月28日、県は、命令の履行期限を令和4年3月31日に変更。

#### (2) 今後の対応

- 役員改選が適切に進められているか注視していく（必要に応じ、是正を求める）。

#### 【参考：改選命令発出後の動向】

- 9月30日 ・役員改選命令発出（12月31日までに役員改選）
- 11月24日 ・役員推薦会議（1回目）  
12月11日 ・役員推薦会議（2回目） } 5人の推薦委員が欠席し不成立
- 12月13日 ・欠席した推薦委員がJFしまねに適切な役員改選手続が行われることを条件に出席する旨の通知
- 12月21日 ・JFしまねに報告徴求（命令の履行見込み等）
- 12月27日 ・JFしまねより回答
- （推薦会議を2回招集するが不成立となり、命令を履行できる見込みはない。  
令和4年早々に役員推薦会議を招集し、役員改選を進める。）
- 12月28日 ・命令の履行期限の変更通知  
→推薦委員の理解を得た上で適切に役員改選手続を進めるよう求め、履行期限を変更（令和4年3月31日までに役員改選）

## 2. JFしまねに対する命令等について（常例検査に伴うもの）

### （1）経緯等

- 昨年6月～10月、水協法に基づく常例検査を実施。

#### 【主な指摘事項】

- ① 水協法上、信用事業担当理事は代表権を有しない常勤理事でなければならないが、代表権を有する専務理事が担当理事であり、かつ他の支所に常駐しており法律違反の状態。
  - ② 横領事件が発生した境港支所において、
    - ・支所長（総務部長兼務）は他の支所に常駐、総務課長は欠員と総務課の管理監督者がいない状態
    - ・経理処理はダブルチェックが行われていないなど、事件発生時より体制が脆弱。
  - ③ 政令（水協法施行令）で自己資本の額は、固定資産の価額及び外部出資の額の合計額以上でなければならないと定められているが、この基準に適合していない。
- 1月12日 ・上記①：業務改善命令を前提とした弁明の機会付与  
(回答期限：1/26)
  - ・上記②：報告徴求（回答期限：2/10）
  - ・上記③：報告徴求（回答期限：3/31）

### （2）今後の対応

- ・業務改善命令及び報告徴求により指摘事項の是正
- ・常例検査等により是正状況の確認